

浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

制定 令和7年3月26日告示第44号

改正 令和8年6月19日告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、浪江町耐震改修促進計画に基づき、町内の危険ブロック塀等の撤去を支援することにより、道路に面する危険ブロック塀等の地震による倒壊被害を未然に防止し、町民の安全と安心を確保するため、撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造その他これらに類する構造の塀及び門柱のうち、道路等に面し、かつ道路等の路面から高さが80センチメートル以上で、傾斜、ひび割れ等があり、倒壊するおそれがある状態のものをいう。
- (2) 道路等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路その他一般交通の用に供されている道をいう。
- (3) 撤去 危険ブロック塀等の基礎までを含め又は基礎以外の部分を解体し撤去することをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助の対象となる者は、町内に存する危険ブロック塀等を所有又は管理している個人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。
 - (1) 既にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある者
 - (2) 既にこの要綱による補助金の交付を受けて、一部撤去を行った危険ブロック塀等を所有又は管理している者

(3) 町税等の未納がある者

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費は、道路等に面している危険ブロック塀等の撤去工事(以下「対象工事」という。)に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 この要綱に基づく補助金の額は、対象工事に係る経費の3分の2以内かつ12万5千円を上限とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請は、浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 対象工事を示す図面又は仕様の分かる資料
- (3) 対象工事前の状況を確認することができる写真
- (4) 対象工事に係る見積書の写し
- (5) 町税等の未納がないことを証する書類
- (6) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第5号に掲げる書類については、町が公簿等により確認することについて申請者が同意する場合は、添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、規則第5条の規定により交付を決定する場合は、浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助対象者は、第6条第1項の補助金交付申請書の内容を変更する場合又は対象工事を中止しようとするときは、速やかに浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金

変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の実施が困難になった場合は、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第9条 町長は、前条の計画変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の経路を経て、変更又は中止の決定を、浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金変更・中止決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、対象工事が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金実績報告書(様式第5号)により、交付決定の日の属する年度の3月20日までに、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に要した費用の領収書の写し
- (2) 対象工事後の状況を確認することができる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。